

第30回世田谷区農業委員会総会

日：令和8年1月30日（金）

場所：区役所東棟9階第5委員会室

第30回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和8年1月30日（金）午後3時から

開催場所：区役所東棟9階第5委員会室

出席の委員：会長 宍戸幸男、会長職務代理者 浦野美枝子、植松智、矢藤茂、井出孝行、
後藤宏、高橋哲也、清水希悦、細井誠一、長島丈、高橋拓司、高橋光正、森
安一、本橋延隆、池田鏡一、高橋弘行、中塚さちよ、真鍋よしゆき、阿久津
皇

欠席の委員：苅部嘉也、吉村喜代隆

出席の職員：事務長 梅原文、事務次長 松下順彦、主事 吉田健彦、主事 鎌田瑞生、
主事 藤田遼二

会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について 【該当無し】
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について 【該当無し】
 - ・農地法第5条について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
 - ・特定農地貸付法に基づく承認申請について
 - ・都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更の認定申請について
 - ・農地法18条6項の規定による合意解約通知について
5. 協議事項
 - (1) 令和8年3月の総会日程（案）について
6. 報告事項
 - (1) 一般社団法人東京都農業会議「農業功労者表彰」受賞者の決定について
 - (2) 野菜作り講習会 参加者募集について
7. その他
 - (1) 令和7年度世田谷区農業委員会活動指針の評価及び
令和8年度世田谷区農業委員会活動指針（案）について
 - (2) 第67回東京都農業委員会・農業者大会の行程について
8. 閉会

○事務局 皆様、こんにちは。本年もよろしくお願ひします。定刻よりも少し早いですけれども、本日出席いただく委員の皆様はおそろいになりましたので、ただいまより第30回世田谷区農業委員会総会を開催させていただきます。

まず初めに、配付資料の確認をさせていただきます。議案の審議といたしまして、第2号議案の資料がNo.1、第3号議案の資料がNo.2、No.3、No.4、No.5となります。協議事項の資料はNo.6、報告事項の資料はNo.7、No.8となります。その他の資料といたしましてはNo.9、No.10となります。また、当日配付資料といたしまして、営農だよりと東京都農業会議情報をお配りしております。資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは、次第の2、会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願ひします。

○宍戸会長 （会長挨拶）

議事に入る前に、本日は苅部嘉也委員と吉村喜代隆委員が欠席ですが、総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、阿久津皇委員、高橋哲也委員にお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第5条が4件となっておりますので、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局 それでは、農地法第4条、第5条の届出についてでございます。

本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないものとなっております。この届出につきましては会長の専決処分としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただきます。

それでは、No.1-1をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号7-5-12。（事務局より、申請内容について説明）

続きまして、資料No.1-2をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号7-5-13。（事務局より、申請内容について説明）

続きまして、資料No. 1-3をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号7-5-14。(事務局より、申請内容について説明)

続きまして、資料No. 1-4をご覧ください。

受付番号7-5-15。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、第2号議案農地法に基づく転用届出等についての報告は終わります。

次に、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

今月は、引き続き農業経営を行っている旨の証明願2件、特定農地貸付法に基づく承認申請が6件、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更の認定申請3件、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知1件について審議いたします。

初めに、引き続き農業経営を行っている旨の証明願2件について審議いたします。

1件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No. 2-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました本橋延隆委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○本橋委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、2件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.2-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました高橋光正委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋(光)委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の審議は終わります。

次に、特定農地貸付法に基づく承認申請6件について審議いたします。

1件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 まず、特定農地貸付法について簡単にご説明申し上げます。特定農地貸付法は、地方公共団体、農協、農家、企業、NPO法人等が小面積の農地を市民農園として都市住民等に短期間貸し付けることができるよう農地法の特例を定めた法律で、平成30年に成立しております。今回は、区内の農家が自身の所有する農地で開設している市民農園1件の区画の増設に伴う承認申請と、世田谷区が農地を借り受けて開設している区民農園5件の継続申請となります。

それでは、まず資料No.3-1をご覧ください。第3号議案特定農地貸付法に基づく承認申請について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました清水希悦委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○清水委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

賛成の方は挙手をよろしく願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、承認とさせていただきます。

次に、資料No. 3-2について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No. 3-2をご覧ください。第3号議案特定農地貸付法に基づく承認申請について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

賛成の方は挙手をよろしく願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、承認とさせていただきます。

以上で、特定農地貸付法に基づく承認申請の審議は終わります。

続きまして、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更の認定申請3件について審議いたします。

1件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、都市農地の貸借の円滑化法の制度も簡単に説明させていただきます。この法律の利用形態は、市民農園の開設と、市民農園という形式ではなくて借受人が自ら耕作の事業の用に供するという形、相対での契約がございます。今回は、JA世田谷目黒が相対により借り受けている3件についての計画の変更決定審査となります。

それでは、資料No. 4-1をご覧ください。第3号議案都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更決定審査について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました細井誠一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○細井委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

事業計画を決定することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、事業計画を決定することといたします。

次に、2件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.4-2をご覧ください。第3号議案都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更決定審査について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました井出孝行委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○井出委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

事業計画を決定することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、事業計画を決定することといたします。

次に、3件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.4-3をご覧ください。第3号議案都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更決定審査について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査された吉村喜代隆委員が欠席ですので、事務局から調査結果の報告をお願いいたします。

○事務局 (事務局より、調査報告を代読)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

事業計画を決定することに賛成の方は挙手をよろしく願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、事業計画を決定することといたします。

以上で、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更の認定申請についての審議を終わります。

次に、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知1件について審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について説明させていただきます。農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は、農地の賃貸借契約において、都道府県知事の許可を要しない賃貸借の解消について、その旨を賃貸人及び賃借人の連名により、所轄の農業委員会に通知を行うものとなっております。

それでは、お手元の資料No.5をご覧ください。第3号議案農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について。

受付番号7-18-2。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました細井誠一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○細井委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については終了いたします。

これをもちまして、次第4の議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和8年3月の総会日程(案)について協議いたします。

事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.6、令和8年3月の総会日程(案)についてをご覧ください。

次回、2月の総会開催日時につきましては、令和8年2月27日金曜日午後4時から、会場は三茶しゃれなあどホール6階スワン・ビーナスでの開催が決定しております。

令和8年3月の開催日時につきましては、3月24日火曜日午後3時から、会場は三茶しゃれなあどホール5階オリオンでの開催を予定しております。

以上、ご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 総会日程について、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、案のとおりに決定いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)と(2)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.7をご覧ください。報告事項の1つ目は、一般社団法人東京都農業会議「農業功労者表彰」受賞者の決定についてとなります。農業功労者表彰について、昨年10月の農業委員会総会において委員の皆様にご協議をいただき、東京都農業会議に推薦を行いました結果、このたび〇〇〇さんの受賞が決定いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

次に、資料No.8をご覧ください。「野菜づくり講習会 次大夫堀自然体験農園」の参加者募集についてのご案内となります。周知方法につきましては、2月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページ等でご案内させていただきます。

事務局からの説明は以上となります。

○宍戸会長 報告事項(1)、(2)についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、以上で次第6、報告事項を終了いたします。

次に、次第7のその他(1)、(2)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.9、令和7年度世田谷区農業委員会活動指針の評価及び令和8年度世田谷区農業委員会活動指針(案)について説明させていただきます。

農業委員会活動指針は、農業委員会法第7条、農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づき、各農業委員会で定めることとなっております。この指針につきましては毎年評価を行うこととなっております。

資料No.9-1でございます。こちらは令和7年度世田谷区農業委員会活動指針の評価となります。1の会議の開催、2の農地の保全・管理、3、遊休農地の発生防止に関する目標及び評価方法、4、地域農業の確立、5、農業のある地域づくりの推進、6、農業団体との協力、7、農地情報の整備、8、認定・認証農業者制度の推進と支援、9、農地法や新たな農地制度等の周知、10、農地保全の取り組みまでの各項目について、今年度の活動指針に基づき評価を行ったものでございます。

次に、資料No.9-2の方でございますけれども、こちらは令和8年度の活動指針の案となります。記載の2、活動計画等の(1)から(10)までの各項目につきましては、令和7年度の活動計画をそのまま転記しております。また、(3)の遊休農地の発生防止に関する目標および評価方法に記載の農地面積につきましては、速報値で記載をさせていただいておりますが、確定値が出次第、修正をさせていただく予定となっております。

皆様に内容をご確認いただき、ご意見等ございましたら、2月13日までに事務局にご連絡をお願いいたします。いただいたご意見をまとめまして、2月の総会時に案文としてお示しをさせていただきます。

続きまして、(2)第67回東京都農業委員会・農業者大会の開催についてのご案内となります。資料No.10の第67回東京都農業委員会・農業者大会行程表をご覧ください。12月の総会でもご案内をいたしましたが、第67回東京都農業委員会・農業者大会は、2月24日火曜日午後1時30分から4時まで、羽村市のプリモホールゆとろぎで行われます。当日のバスの配車時間が決まりましたので、改めてのお知らせとなります。

恐らく12月のものより10分遅くなっていたかと思います。当日はJ A東京中央本店を午前9時40分に出発いたします。J A世田谷目黒ファーマーズセンターが10時頃、その後、J A東京中央砧支店を10時20分頃に出発し、会場である羽村市まで向います。各J Aの集合場所に事務局職員が待機しておりますので、委員の皆様には管轄のJ Aからご乗車いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

また、帰りのバスにつきましては、午後4時頃に羽村市を出発、京王線仙川駅付近に概ね午後5時半頃、J A世田谷目黒ファーマーズセンターに午後5時50分頃、砧地区が二子玉川エクセルホテル東急で会合があるということで、こちらに午後6時30分頃到着予定と

なっております。千歳地区の皆様は仙川でお祝いを行うと聞いておりますため、帰路の行程には東京中央を入れておりません。千歳の皆様、特によろしいでしょうか。また、不都合がありましたら中央に寄るようにいたします。

なお、何名かご参加できないというご連絡を受けておりますが、この後また急遽ご参加できないという方がいらっしゃいましたら、事務局の方まで速やかにご連絡をいただければと思います。

事務局から2点、以上でございます。

○宍戸会長 ただいまの説明につきましてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 特にないようであれば、以上で予定案件は全て終了いたしましたので、本日の農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、閉会の挨拶を浦野美枝子職務代理にお願いいたします。

○浦野会長職務代理者 (会長職務代理者挨拶)

この議事録は、令和8年1月30日(金)開催の第30回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男

以上、議事の経過並びにその結果を明確にするため、下記に署名する。

署名委員

署名委員